

道路愛護事業活動に関する留意事項

※下記の留意事項を守れない場合交付の対象外となりますので必ずご一読ください。

1. 実績調書・請求書の書類の提出については提出期限を必ず厳守してください。
提出期限を過ぎて提出があった場合、受付できませんのでご了承ください。
2. 作業実績は作業写真による確認となります。実施日ごとに集合写真、複数箇所（2箇所以上の作業写真）の作業状況写真を添付してください。作業状況写真は**1箇所ごとに作業前、作業中、作業後の写真を添付してください。**なお、日付機能付きのカメラで撮影する場合は日付ありにて撮影してください。

※ 写真の添付がない場合は、実績調書に記載があっても作業実施確認ができないため補助金交付の対象外とさせていただきます。

※ 作業に参加した人数と実績調書に記載してある参加人数の確認をするため、必ず集合写真を添付してください。集合写真の人数で計算させていただきます。
3. 当事業の対象は、国道、県道及び町道での環境整備作業となります。**（農道、林道及び河川の草刈、また他の補助金等交付を受ける作業は対象とはなりません。）**
4. 町内一斉に行われる4月29日のクリーンアップ作戦はボランティア事業のため補助対象外となります。（ゴミ拾い及び道路・側溝清掃（土砂上げ含む）の作業は、実施時期をずらしたとしても対象外となります。ただし、砂利敷等の道路整備に関する作業は対象となります。）

※ クリーンアップ作戦に行うゴミ拾い及び道路側溝清掃は補助対象外となりますが、傷害保険の対象であり人数の把握が必要なため、実績調書への記載をお願いします。（写真は不要です。）
5. 請求書の口座情報に誤りがあると振込みができませんので、**口座確認のため、必ず振込先口座通帳の見開きをコピーした写しを添付してください。**なお、通帳写しの添付が無く、**口座情報誤りのために再度振込み手続きに要した手数料は補助金から減額させていただくこととなりますのでご注意願います。**
6. 当事業は、福島県が加入している道路愛護事業用の傷害保険が適用されますので、作業中の事故については速やかに報告願います。